

令和5年度山口県交通安全実施計画

目 次

第1	道路交通の安全	1
1	交通安全思想の普及の徹底	1
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	1
ア	幼児に対する交通安全教育の推進	1
イ	小学生に対する交通安全教育の推進	1
ウ	中学生に対する交通安全教育の推進	2
エ	高校生に対する交通安全教育の推進	4
オ	成人に対する交通安全教育の推進	5
カ	高齢者に対する交通安全教育の推進	7
キ	障害者に対する交通安全教育の推進	8
ク	外国人に対する交通安全教育の推進	9
ケ	交通事故により保護観察に付された者に対する 保護観察の充実	9
(2)	効果的な交通安全教育の推進	9
(3)	普及啓発活動の推進	10
ア	交通安全運動の推進	10
イ	横断歩行者の安全確保	12
ウ	自転車の安全利用の推進	12
エ	後部座席を含めたシートベルトの正しい着用の徹底	14
オ	チャイルドシートの正しい使用の徹底	15
カ	反射材用品等の普及促進	15
キ	飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び 広報啓発活動等の推進	16
ク	効果的な広報の実施	16
ケ	その他の普及啓発活動の推進	18
(4)	民間団体等の主体的活動の推進	19
ア	民間団体への支援の充実	19
イ	交通ボランティアの養成	19
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	20
2	道路交通環境の整備	20
(1)	生活道路及び通学路等における歩行者優先の 安全・安心な歩行空間の整備	20
ア	生活道路における交通安全対策の推進	20
イ	通学路等における交通安全の確保	20
ウ	高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	20
(2)	高規格道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	22
(3)	幹線道路における交通安全対策の推進	23
ア	事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	23
イ	事故危険箇所対策の推進	23
ウ	幹線道路における交通規制	23
エ	重大事故の再発防止	23
オ	適切に機能分担された道路網の整備	23

カ	高速自動車道国道等における事故防止対策の推進	24
キ	道路の改築等による交通事故対策の推進	25
ク	交通安全施設の高度化	25
(4)	交通安全施設等の整備事業の推進	26
ア	交通安全施設等の戦略的維持管理	26
イ	歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	26
ウ	幹線道路対策の推進	26
エ	交通円滑化対策の推進	26
オ	I T S（高度道路交通システム）の推進による安全で 快適な道路交通環境の実現	26
カ	道路交通環境整備への住民参加促進	26
キ	連絡協議会等の活用	26
(5)	高齢者等の移動手手段の確保・充実	27
(6)	歩行空間のユニバーサルデザイン化の推進	28
(7)	無電柱化の推進	28
(8)	効果的な交通規制の推進	28
(9)	自転車利用環境の総合的整備	29
ア	安全で快適な自転車利用環境の整備	29
イ	自転車等の駐車対策の推進	29
(10)	I T S（高度道路交通システム）の活用	30
ア	道路交通情報通信システムの整備	30
イ	新交通管理システムの推進	30
ウ	交通事故防止のための運転支援システムの推進	30
エ	E T C 2. 0の展開	30
オ	道路運送事業に係る高度情報化の推進	31
(11)	交通需要マネジメントの推進	31
ア	公共交通機関利用の促進	31
イ	貨物自動車利用の効率化	31
(12)	災害に備えた道路交通環境の整備	32
ア	災害に備えた道路の整備	32
イ	災害に強い交通安全施設等の整備	32
ウ	災害発生時における交通規制	32
エ	災害発生時における情報提供の充実	32
(13)	総合的な駐車対策の推進	33
ア	きめ細かな駐車規制の推進	33
イ	違法駐車対策の推進	33
ウ	駐車場等の整備	34
エ	違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	34
オ	ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	35
(14)	道路交通情報の充実	35
ア	情報収集・情報体制の充実	35
イ	I T S（高度道路交通システム）を活用した 道路情報の高度化	35
ウ	分かりやすい道路交通環境の確保	35
(15)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	36
ア	道路使用及び占用の適正化	36
イ	休憩施設等の整備の推進	37
ウ	子供の遊び場等の確保	37
エ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	37
オ	地域に応じた安全の確保	38

3	安全運転の確保	39
(1)	運転者教育等の充実	39
ア	運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	39
イ	運転者に対する再教育等の充実	39
ウ	妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習 での再教育	40
エ	二輪車安全運転対策の推進	41
オ	高齢運転者対策の充実	41
カ	シートベルト、チャイルドシート及び 乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	44
キ	自動車安全運転センターの業務の充実	44
ク	自動車運転代行業者の指導育成等	45
ケ	自動車運送事業等に従事する運転者に対する 適性診断の充実	45
コ	危険な運転者の早期排除等	45
(2)	運転免許業務の改善	46
(3)	安全運転管理の推進	46
(4)	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	47
ア	運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	47
イ	自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	47
ウ	飲酒運転・迷惑運転等の根絶	48
エ	ICT（情報通信技術）・新技術を活用した安全 対策の推進	48
オ	業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた 事故防止対策	49
カ	事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	49
キ	運転者の健康起因事故防止対策の推進	50
ク	自動車運送事業安全評価事業の促進等	50
(5)	交通労働災害の防止等	51
ア	交通労働災害の防止	51
イ	運転者の労働条件の適正化等	51
(6)	道路交通に関する情報の充実	51
ア	危険物輸送に関する情報提供の充実等	51
イ	海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策	52
ウ	気象情報等の充実	52
4	道路交通秩序の維持	53
(1)	交通指導取締りの強化等	53
ア	一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	53
イ	高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等	55
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進	56
(3)	暴走族等対策の推進	56
5	車両の安全性の確保	57
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	57
(2)	自動運転車の安全対策・活用の推進	58
(3)	自動車アセスメント情報の提供等	59
(4)	自動車の検査及び点検整備の充実	59
(5)	リコール制度の充実・強化	61
(6)	自転車の安全性の確保	61

6	救助・救急体制の整備	6 2
(1)	救助・救急体制の整備	6 2
(2)	救急医療体制の整備	6 3
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	6 4
7	被害者支援の推進	6 4
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	6 4
(2)	損害賠償の請求に関する援助活動の推進	6 5
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	6 6
8	研究開発の充実	6 7
(1)	高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	6 7
(2)	車両の安全に関する研究の推進	6 7
(3)	交通安全対策の評価・効果予測方法の充実	6 8
(4)	安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究	6 8
第2	鉄道交通の安全	6 8
1	鉄道交通環境の整備	6 8
(1)	鉄道施設等の安全性の確保	6 8
(2)	運転保安設備等の整備	6 8
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	6 9
3	鉄道の安全な運行の確保	7 0
(1)	保安監査の実施	7 0
(2)	運転士の資質の保持	7 0
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	7 0
(4)	気象情報等の充実	7 1
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	7 1
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	7 2
(7)	計画運休への取組	7 2
4	鉄道車両の安全性の確保	7 2
5	救助・救急活動の充実	7 3
6	被害者支援の推進	7 3
7	鉄道事故等の原因究明と事故等防止	7 3
第3	踏切道における交通の安全	7 4
1	踏切道の立体交差化、構造改良の推進及び歩行者等 立体横断施設の整備の促進	7 4
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	7 5
3	踏切道の統廃合の促進	7 5
4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	7 6